

季刊

# 労働おきなわ

2009 Winter

No.108



沖縄県観光商工部雇用労政課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル  
0120-610-223

- ◆ Relay Essay  
沖縄県労働委員会会長 比嘉 正幸 ..... 1
- ◆ 平成21年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況 ..... 2
- ◆ 勤労青少年リーダー研修会  
ワーク・ライフ・バランス講演会 ..... 3
- 平成21年度沖縄県建設雇用改善推進大会 ..... 4
- ◆ INFORMATION  
沖縄県の最低賃金 ..... 5
- 総合労働相談コーナー ..... 7
- 育児・介護休業法の改正 ..... 11
- ◆ 労働相談 ～整理解雇の要件について～ ..... 13
- ◆ 労働委員会だより  
～第17期沖縄県労働委員会委員の任命について～ ..... 14
- ◆ 労働日誌 ..... 15
- ◆ 労働経済指標 ..... 16



◀表紙の写真

西表島から由布島までの水路を覚えて移動する水牛車。慌ただしい現代社会、心地よい風に吹かれながらゆったりしたひと時を過ごすのもいいものです。

写真提供:高橋 雅弘

## 団体交渉

沖縄県労働委員会会長 比嘉 正 幸



「団体交渉」という言葉をよく耳にすると思いますが、その言葉からどんな印象を持たれるでしょうか。「団体交渉」というのは労働者の団体（労働組合）がその代表者を通じて使用者と労働者の待遇または労使関係上のルールについて合意を達成することを主たる目的として交渉を行うことと定義されています。これは労使自治の原則といわれ、ひらたくいえば労働者の待遇や労使間のいろいろなとりきめは話し合いによって解決されるべきであるということです。この「団体交渉」をする権利は団結権や団体行動権（争議権）と共に労働者の基本的な権利として憲法で保障されています。もし、労働組合の団体交渉の申入れに対し使用者側が正当な理由がないのにこれに応じない場合、組合はこれが不当労働行為にあたるとして、労働委員会に対し救済命令（団体交渉の申し入れを拒否してはならず、これに誠実に対応しなければならぬという命令）を求めることができます。この申立てがなされると労働委員会は、証拠調べをしたうえで、申立てが理由があると判断した場合には上記のような救済命令を出すこととなります。ところでこのような団交拒否を理由とする救済申立事件は、以外に多く労働委員会が昨年から今年にかけて扱った全事件がこの団交拒否に関するもの（中には同時に他の申立てを含んでいるものもありますが）ですので、労働委員会が扱っている事件の殆どがこの団交拒否に関するものであるといっても過言ではありません。

この団交拒否に関する事件の審査は申立てから命令が出されるまで通常約一年を要しますが、その命令に不服があるとして中央労働委員会（東京）に再審査の申立てをしたり、裁判所に取り消しの訴えを提起すると、決着まで更に多くの日時を要することになります。審査事件では手続が煩雑なため弁護士がつくことが多く、その費用は各自が負担することになります。このように多くの日時と費用をかけて、やっと救済命令が出たとしてもこれによって問題が解決されたわけではなく、い

わば労使がやっとスタートラインに並んだ状態になったに過ぎません。もっと早い段階で双方が同じテーブルについていれば、早期に問題の解決ができたのではと考えると、命令を出した方としても、達成感等というものはなく、すっきりしない思いが残ることも事実です。何故使用者が組合から申入れのあった時点で団体交渉に応じないのか不思議に思われるでしょうが、それは団体交渉というものについての誤解と相手に対する不信感が根底にあるのではないかと考えられます。そのひとつは先にも述べたように団体交渉という言葉の印象から、使用者が団体交渉は大勢の組合員が押しかけてきて、長時間にわたり怒声を発する等して使用者の意思を抑圧して要求に対する回答を求めるのではないかとこの怖れを抱いているのではないかと考えられます。たしかに労働組合ができた初期のころには、しばしばそのような光景のもとで団体交渉が行われたことがありましたが、そのような交渉の仕方は正当なものとは認められません。先にも述べたように団体交渉というのは、あくまで権限を授与された代表者を通じて行うことになっています。次に団体交渉に応じない理由として多いのが、申入れ事項が「経営権事項」ないし「管理運営事項」にあたるとして、これらの権限は使用者の専権に属することから、このことについて話し合う義務はないという考えです。なるほど、会社の合併や事業譲渡、事業所の閉鎖や統廃合等は経営権事項といわれますが、それが労働条件や労働者の処遇に関連するときには、その面から義務的交渉事項となる場合があるので、一概に「経営権事項」であるという理由で申入れを拒否することは許されないとされています。最初から交渉を拒否するのではなく、まずは話し合いの席につき、その中で組合の要求する事項が「経営権事項」であり、労働条件に関するものでないことを理を尽くして説明するのが賢明な対応ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

# 平成21年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況

**平均妥結額 437,506円 平均要求額 577,424円**

- ◇ 県雇用労政課では、県内の平成21年中小・中堅企業夏季一時金要求・妥結状況の結果をまとめた。  
この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業176社を対象に、7月31日時点での要求妥結状況を集計したものである。
- ◇ 今回の調査では、137社から回答が得られ、要求・交渉のあった109社のうち、妥結に至った企業は97社で、妥結率は89.0%となっている。
- ◇ 平均妥結額は、437,506円で、平均要求額は、577,424円となっている。  
ベース平均賃金247,450円に対し、夏季一時金妥結額は、1.77月分となっている。  
これを昨年と比較すると、要求額で4,979円減、妥結額では23,362円減となっている。  
なお、前年の妥結額が分かり、かつ今年の妥結額も把握できた企業同士で比較すると、今年437,506円、前年455,382円となり、17,876円減、3.9%の減少となった。
- ◇ 産業別妥結状況をみると、妥結額の高い産業は、「情報通信業（752,331円）」、「石油・石炭製品製造業（743,948円）」、「金融・保険業、不動産業（596,227円）」などの順となっている。  
逆に低い産業は、「建設業（230,920円）」、「宿泊業、飲食サービス業（240,311円）」、「運輸業、郵便業（356,588円）」などの順となっている。

平成21年 夏季一時金要求・妥結状況(企業規模1,000人未満) (平成21年7月31日現在)

事業区分	集計対象全企業の妥結状況				前年妥結額把握企業の妥結状況		
	集計対象全企業数 社	ベース平均賃金 円	妥結額 円	要求額 円	左のうち前年も妥結した企業数 社	今年の妥結額 円	前年の妥結額 円
全産業計	97	247,450	437,506	577,424	97	437,506	455,382
製造業計	18	247,205	542,802	624,079	18	542,802	533,701
食料品・たばこ	11	240,058	531,488	618,519	11	531,488	512,262
化学	3	226,701	453,723	546,671	3	453,723	456,164
石油・石炭製品	2	332,471	743,948	795,718	2	743,948	744,123
窯業・土石製品	1	×	×	×	1	×	×
金属製品	1	×	×	×	1	×	×
建設業	8	207,671	230,920	373,027	8	230,920	275,364
電気・ガス・熱供給・水道業	6	240,743	518,701	570,400	6	518,701	519,762
情報通信業	7	330,390	752,331	944,164	7	752,331	804,662
運輸業、郵便業	25	241,217	356,588	599,899	25	356,588	365,397
卸売・小売業	16	239,593	404,318	482,958	16	404,318	429,015
金融・保険業、不動産業	3	270,961	596,227	601,838	3	596,227	598,607
宿泊業、飲食サービス業	7	212,109	240,311	346,642	7	240,311	316,214
教育、学習支援業、医療	4	294,168	550,996	717,605	4	550,996	546,998
複合サービス業、サービス業	3	265,386	461,056	644,572	3	461,056	471,609

1、数値は単純平均である。  
2、×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの。

# 勤労青少年リーダー研修会が開催されました！

## ぬちまーすに学ぶ ～身近な資源を活かしたビジネス～

勤労青少年リーダー研修会は、職業人としての資質の向上と勤労青少年の相互交流を図るため毎年実施されています。今回は「ぬちまーすに学ぶ～身近な資源を活かしたビジネス～」と題し、去る10月24日（土）に開催されました。

初めに、高安社長より「ぬちまーすの誕生秘話」についてご講演いただきました。  
高安社長は小学4年生のときから物理学者か発明家になりたいと思い、大学卒業後は趣味として生物物理学を独学で学んでいたそうです。そんな中、新聞で塩が自由化されるとい記事を見た瞬間、製塩法がパッとひらめき、特許を取得したそうです。しかし当時は、そんな方法で塩ができるわけがないと、融資なども受けられず、ビニールハウスの一部を改良して工場を作ったそうです。

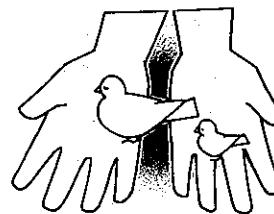
塩は、たくさん食べると高血圧になるなど「身体に悪い」というイメージがありますが、ぬちまーすは余計な塩分を体外に排出させる働きのあるカリウムが含まれているため、高血圧の方にもおすすめです。また、生命の維持に必要なミネラルが21種類も含まれた「命の塩」ということで「ぬちまーす」と命名したそうです。  
高安社長の講演後、工場を見学し、ぬちまーすCAFÉたかはなりでぬちまーすを使った料理を堪能しました。



## 「ワーク・ライフ・バランス」講演会が開催されました

去る11月4日、沖縄ハーバービューホテルにて平成21年度ワーク・ライフ・バランス講演会が開催されました。日本女子大学教授の大沢真知子先生を迎え「日本流ワーク・ライフ・バランス～新しい人事戦略で、企業価値を高める～」と題してご講演いただきました。

講師の大沢氏は、企業価値を高めるためワーク・ライフ・バランスに取り組んだ海外企業の事例やご自身の海外での経験を交えながら、ワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや日本でも取



り組めるワーク・ライフ・バランスの実践方法等についてお話されました。日本でワーク・ライフ・バランスを推進していくための具体的な方策として、短時間勤務制度や在宅勤務・サテライトオフィスなどの導入等を提案され、従業員のニーズに対応した職場環境の整備が今後の日本の課題であると述べられました。

## 平成21年度沖縄県建設雇用改善推進大会が開催されました

11月の「建設雇用改善推進月間」の一環として、11月9日（月）に平成21年度沖縄県建設雇用改善推進大会が沖縄県庁で開催されました。大会は、沖縄県、沖縄労働局、（独）雇用・能力開発機構沖縄センター、（社）沖縄県建設業協会の主催で「変えていこう 未来のために」をスローガンに、第1部にNPO法人MESHサポート代表が「命の格差をなくせ～医療過疎地にドクターヘリの配置を」と題し講演を行い、第2部に優良事業所等の表彰を行いました。

受賞者は次のとおりです

- 沖縄県知事表彰**……………株式会社 信吉組 代表者 吉田 亨  
 株式会社 山中組 代表者 玉城 政幸  
 与儀土建 株式会社 代表者 与儀 永次
- 社団法人沖縄県建設業協会会長表彰**  
 雇用改善優良事業所……………株式会社 内間土建 代表者 内間 明  
 株式会社 丸政工務店 代表者 上原 恵子  
 株式会社 三和建設 代表者 福里 哲也
- 優良若年建設従事者……………今井裕作（株沖電工）、佐々木健二（株沖電工）  
 末吉常人（金秀建設株）、玉城朝弥（株京和土建）  
 金田俊介（株國場組）、仲里洋平（株國場組）  
 金城拓（株大米建設）、仲里隆吾（株照正組）  
 富名腰大輔（比嘉工業株）、富原一喜（比嘉工業株）  
 仲程雄正（琉球開発株）、前城至（株呉屋組）  
 大城孝行（株丸大建設）、池宮秀智（オパス株）  
 大城要（株大成ホーム）、具志堅貴紀（株丸政土建）  
 末吉孝司（株翔和建設）、上里重人（有福地組）  
 知念学（有福地組）、高安嗣也（沖縄道路株）  
 大城徹（株屋部土建）、仲西功八（株屋部土建）  
 福地洋士（有伊禮建設）
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰**  
 建設業退職金共済制度普及事業所……………光建設 株式会社 代表者 徳元 直光  
 株式会社 佐平建設 代表者 佐平 八十男



# 沖縄県の最低賃金

**必ずチェック 最低賃金 使用者も、労働者も。**

沖縄県内の使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

### (1) 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
沖縄県最低賃金	時間額 <b>629</b> 円	沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。ただし、下記の産業別最低賃金対象業種に該当する場合には、当該最低賃金が適用されます。	平成21年10月18日

### (2) 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用範囲	効力発生日
畜産食料品製造業	時間額 <b>663</b> 円	○部分肉・冷凍肉製造業 ○肉加工品製造業 ○処理牛乳・乳飲料製造業 ○乳製品製造業 ○その他の畜産食料品製造業	平成21年12月6日
糖類製造業	時間額 <b>672</b> 円	○砂糖製造業 ○砂糖精製業 ○ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	平成21年11月27日
清涼飲料、酒類製造業	時間額 <b>666</b> 円	○清涼飲料製造業 ○果実酒製造業 ○ビール類製造業 ○清酒製造業 ○蒸留酒・混成酒製造業	平成21年12月4日
新聞業	時間額 <b>724</b> 円	○新聞業	平成21年12月2日
各種商品小売業	時間額 <b>657</b> 円	○百貨店、総合スーパー ○その他の各種商品小売業	平成21年12月2日
自動車（新車）小売業	時間額 <b>659</b> 円	○自動車（新車）小売業	平成21年11月29日

ただし、次に掲げる者は(2)の産業別最低賃金から除外され(1)の地域別最低賃金が適用されます。  
 ①18歳未満又は65歳以上の者  
 ②雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの  
 ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

- ◆ 最低賃金に算入されない賃金 ……①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当  
 ②臨時に支払われる賃金  
 ③1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金  
 ④時間外、休日労働割増賃金等
- ◆ 産業別最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。（各種商品小売業の場合は、「当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所」の部分を除く）
- ◆ 最低賃金に関するお問い合わせは、**沖縄労働局 賃金室** 〈電話(098)868-3421〉又は最寄りの**労働基準監督署**へ。  
 那覇労働基準監督署 電話(098)868-8033  
 沖縄労働基準監督署 電話(098)982-1263  
 名護労働基準監督署 電話(0980)52-2691  
 宮古労働基準監督署 電話(0980)72-2303  
 八重山労働基準監督署 電話(0980)82-2344

《 沖縄労働局・労働基準監督署 》



# 必ずチェック、最低賃金! 使用者も、労働者も。



**Q.最低賃金制度とは  
なんでしょう?**

**A.**最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金があります。

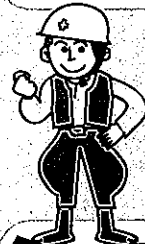
**Q.最低賃金額より  
低い賃金を労働者、  
使用者双方合意の上で  
定めた場合は  
どうなりますか?**

**A.**労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



**最低賃金額以上の賃金が支払われていますか?  
お確かめください。**

「最低賃金制度」は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットです。  
具体的な金額など詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。



**Q.最低賃金の  
対象となる  
賃金には  
どんなものが  
ありますか?**

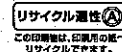
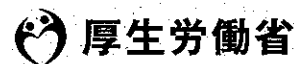
**A.**最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

**Q.最低賃金額  
以上か以下か、  
確認する方法は  
ありますか?**

**A.**実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金と適用される最低賃金を次の方法で比較します。

- ①時間給の場合  
時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ②日給の場合  
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)  
(ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)となります。)
- ③月給の場合  
月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ④①、②、③が混合している場合  
例えば、基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などのように混合している場合は、それぞれ上の①~③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。



## 労働相談件数が過去最多に

—総合労働相談コーナー等の利用状況について(21年度上半期)—

平成21年度上半期(4月~9月)に沖縄労働局管内の総合労働相談コーナー等に寄せられた総合労働相談は、昨今の厳しい経済・雇用情勢等に加え、新型インフルエンザの対応・関係法令の改正があったこと等から、労働者・事業主双方からの件数が増加、対前年同期比35.5%の大幅な増加となった。

相談の種類別に見ると、「法令制度の問い合わせ」(2,505件、71.7%増)、「法施行事務」(657件、205.6%増)が大きい。

- ★総合労働相談件数 : 5,010件 (対前年同期比35.5%増)
- ★個別労働紛争相談(民事労働紛争) : 1,638件 (対前年同期比17.4%減)
- ★労働局長の助言指導 : 86件 (対前年同期比23.2%減)
- ★紛争調整委員会によるあっせん : 35件 (対前年同期比37.5%減)

※参考

総合労働相談コーナーについて

個別労働関係紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らないもの、誤解に基づくものが多くみられます。そのため、労働問題について関連情報を入手したり相談をすることにより、紛争に発展することを未然に防止、または早期に解決することができます。

沖縄労働局で県内6箇所の「総合労働相談コーナー」に専門の総合労働相談員を配置し、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関するあらゆる分野についての労働者や事業主からの相談を面談あるいは電話で受けています。

県内総合労働相談センター

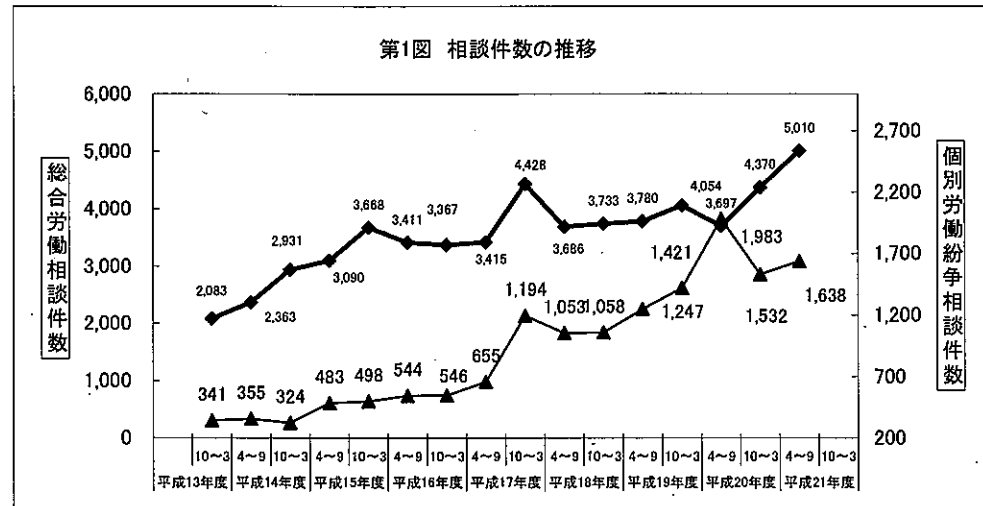
局 : 868-6060、那覇 : 868-8008、沖縄 : 982-1400、名護 : 0980-52-2691、  
宮古 : 0980-72-2303、八重山 : 0980-82-2344

相談センター



I 相談受付状況

総合労働相談コーナー等に寄せられた平成21年度上半期の労働相談は、5,010件(対前年比1,313件増、35.5%増)となり、解雇、労働条件の引き下げ等のいわゆる民事上の「個別労働紛争」は、1,638件(対前年比345件減、17.4%減)であった。

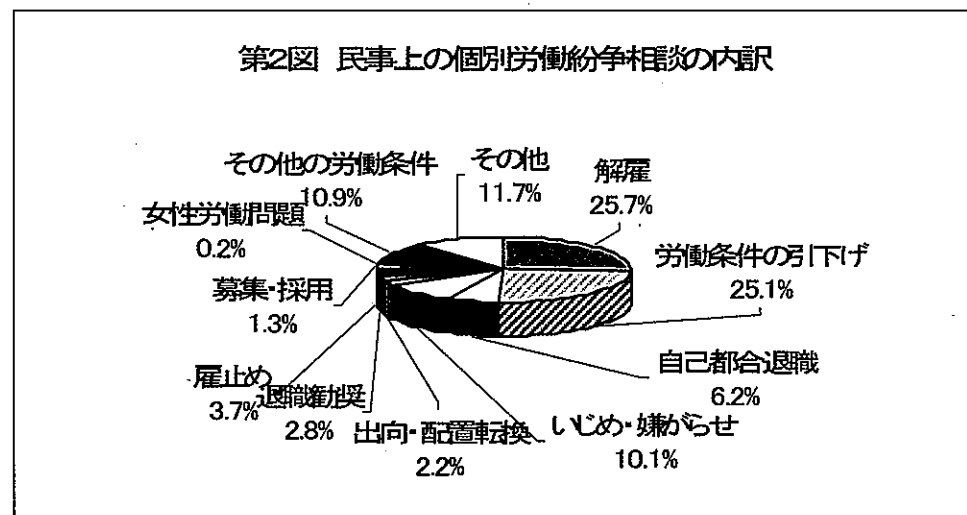


【総合労働相談の内容等】

- (1) 労働相談の種類別割合は、①「法令、制度の問い合わせ」が50.0%、②「個別労働紛争相談」が32.7%、③「法施行事務」が13.1%、④その他が4.2%であった。
- (2) 労働相談の内容別割合は「労働条件関係」が81.8%と大半を占めている。

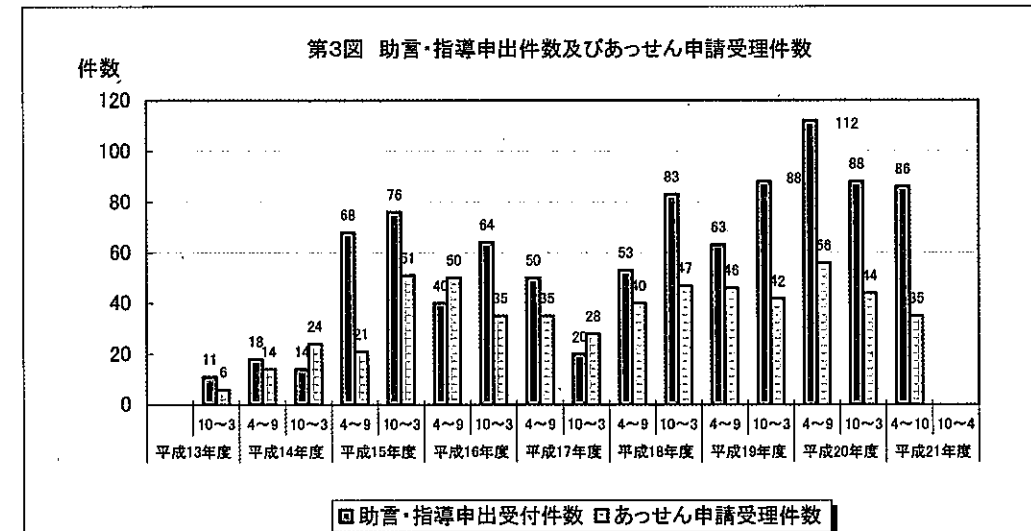
II 民事上の「個別労働紛争相談」の内容

- (ア) 相談者の種類では、「正社員」が632件(38.6%)と最も多い。また、増加が著しいものは「パート・アルバイト」が407件(対前年同期比106件増、35.2%増)であった。
- (イ) 紛争の内容では、①「解雇関係」が421件(25.7%)、②賃金等の「労働条件の引き下げ」が411件(25.0%)と多く、続いて③「いじめ・嫌がらせ」が166件(10.1%)、④退職理由等の「自己都合退職」が102件(6.2%)の順であった。



III 労働局長による「助言・指導」及び紛争調整委員会による「あっせん」の状況

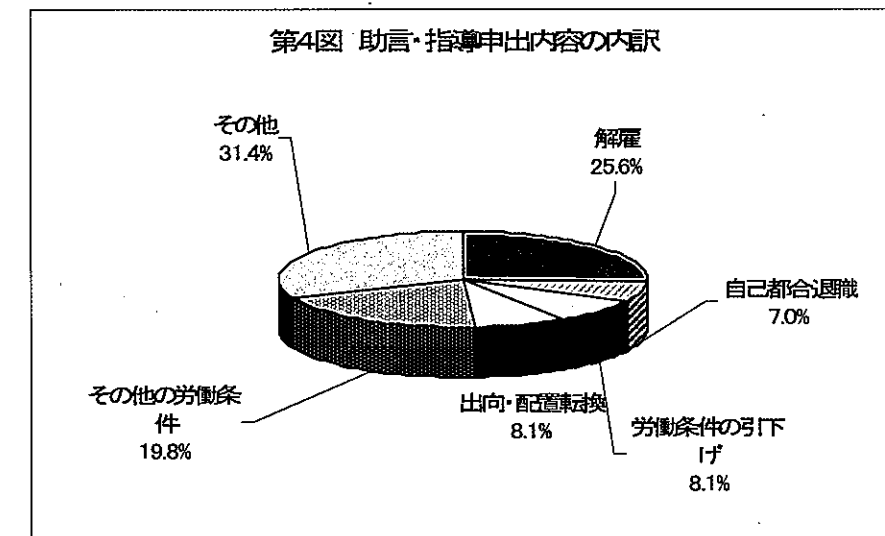
「助言・指導」の申出受付件数は、86件(対前年同期比26件減、13.2%減)、「あっせん」の申請受理件数は、35件(対前年同期比21件減、37.5%減)であった。



1 労働局長による助言・指導の状況

「助言・指導」の申出の主な内容は、①「解雇」が22件(25.6%)、②「配置転換」「労働条件の引き下げ」が各7件(各8.1%)、③「自己都合退職」「いじめ・嫌がらせ」が各6件(7.0%)であった。

また、申出人の内80件(93%)が労働者であり、労働組合のない事業場は75件(87.2%)であった。



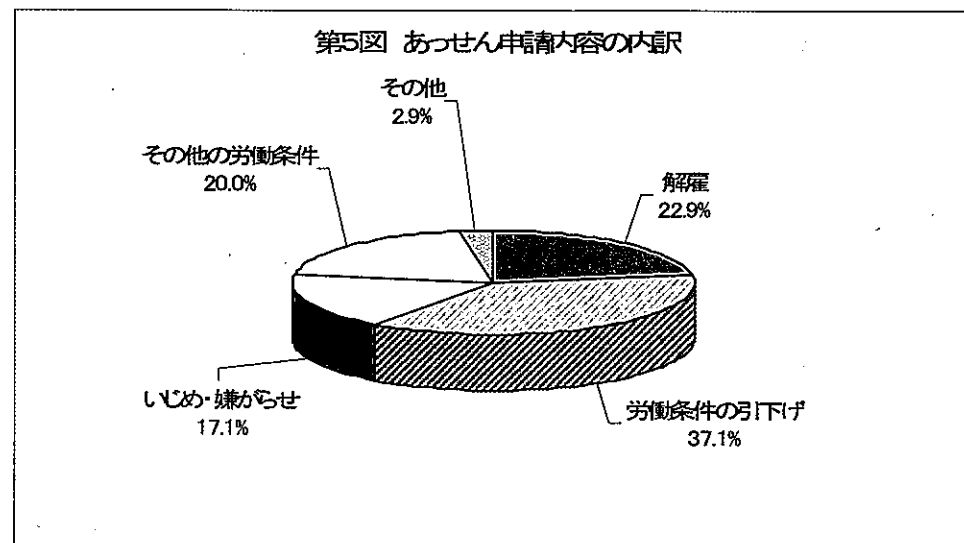
「助言・指導」に係る手続きを終了した件数は、87件(前年度受理を含む)で、そのうち助言・指導を実施した件数は85件(解決52件:解決率61.2%)であった。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が94.2%であった。

2 紛争調整委員会によるあっせんの状況

あっせんの申請の主な内容は、①労働条件の引下げ13件(37.1%)、②解雇が8件(22.9%)、③いじめ・嫌がらせが6件(17.1%)であった。

また、申請の内、申請人はすべて労働者であり、労働組合のない事業場は27件(77.1%)であった。



あっせんの手続きを終了した件数は39件(前年度受理を含む)で、このうち合意が成立したものは9件(解決率:23.1%)、あっせんを打ち切ったものは22件(56.4%)であった(参加率:12件、30.8%)。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が22件(56.4%)、1ヶ月を超え2ヶ月以内が14件(35.9%)であった。

用語説明

・総合労働相談

労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報提供、相談その他の援助  
(相談コーナー、局・所・署で対応したもの全て)

・個別労働関係紛争

労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に、双方の主張が同意に到らず、一致していない状態

・助言・指導

紛争当事者に対して、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆するものであり、実施を強制するものではない

・あっせん

当事者間に第三者が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、紛争当事者間の調整を行なうことにより、自主的な解決を促進するもの

育児・介護休業法が改正されます!

少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる社会を目指して、育児・介護休業法が改正されます!

(1) ①子育て中の短時間勤務制度及び②所定外労働(残業)の免除の義務化

【改正後】

- ① 3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度(1日6時間)を設けることが事業主の義務(※1)になります。(※2)
- ② 3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働(残業)が免除されます。(※2)

※1 短時間勤務制度については、少なくとも「1日6時間」の短時間勤務制度を設けることを義務とする予定ですが、その他にいくつかの短時間勤務のコースを設けることも可能です。

※2 雇用期間が1年未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定により対象外とされた労働者は適用除外。

(2) 子の看護休暇制度の拡充

【改正後】

休暇の取得可能日数が、小学校就学前の子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日になります。

(3) 父親の育児休業の取得促進

① パパ・ママ育休プラス(父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長)

【改正後】

母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長されます。

※ 父の場合、育児休業期間の上限は1年間。母の場合、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年間

② 出産後8週間以内の父親の育児休業取得の促進

【改正後】

配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。

③ 労使協定による専業主婦(夫)除外規定の廃止

○ 労使協定を定めることにより、配偶者が専業主婦(夫)や育児休業中である場合等の労働者からの育児休業申出を拒める制度を廃止し、専業主婦(夫)家庭の夫(妻)を含め、すべての労働者が育児休業を取得できるようになります。

(4) 介護休暇の新設

○ 労働者が申し出ることにより、要介護状態(※1)の対象家族(※2)が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日、介護休暇を取得できるようになります。(※3)

- ※1 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態
- ※2 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母及び子、配偶者の父母、同居しかつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫
- ※3 雇用期間が6か月未満の労働者等一定の労働者のうち労使協定で休暇を取得できないものとされた労働者は適用除外。
- ※4 この介護休暇のほか、現行の介護休業(要介護状態にある対象家族1人につき、要介護状態ごとに1回、通算して93日まで取得可能)が取得できます。

(5) 法の実効性の確保

① 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みの創設

育児休業の取得等に伴う労使間の紛争等について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を設けます。

② 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料の創設

法違反に対する勧告に従わない企業名の公表制度や、虚偽の報告等をした企業に対する過料の制度を設けます。

◆改正育児・介護休業法の施行日

- 改正法の施行日は、「改正法の公布日(平成21年7月1日)から1年以内の政令で定める日」です。
- ただし、(5)のうち、調停については、「平成22年4月1日」、その他については「平成21年9月30日」です。

注 常時100人以下の労働者を雇用する企業については、(1)①の短時間勤務制度の義務化、(1)②の所定外労働(残業)の免除の制度化及び(4)の介護休暇の制度化については、「公布日から3年以内の政令で定める日」です。

◇ 育児・介護休業法の内容等については、下記までお問い合わせください ◇

沖縄労働局雇用均等室

〒900-0006那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階  
TEL (098)868-4380

整理解雇の要件について

● 相談内容 ●

当社は創業して53年になります。従業員は400名余で内正社員は300名余です。最近公共工事の減少によって受注量が大幅に低下しています。この状態が続けば収支のバランスが失われ、赤字になるのは目に見えています。この状況は労組の幹部にも話していますが立場上、従業員の解雇には反対との事です。しかしこのままでは会社全体がたち行かなくなるのは明かです。会社を存続させるには従業員を削減するしかありません。このような場合、解雇に関する判例でどのような制約があるかアドバイスを。

● 相談回答 ●

貴社の場合、整理解雇として扱われると思われしますので、その場合の4つの要件について説明します。

※ 整理解雇の4要件

1. 人員削減の必要性が存在すること。

この必要性の程度について、判例は①人員削減をしなければ企業が倒産必至の状況にあることまで要するもの②客観的に高度な経営危機から人員削減処置が要請される必要あり③そこまでは要せず、企業の合理的運営上の必要性があれば足りるとするものがある。

2. 解雇を回避するための努力義務が尽くされていること。

労働時間短縮、配転、出向、一時帰休、新規採用の停止、希望退職者募集などの解雇調整手段をとりうるのに、それらを活用せず整理解雇の手段に出た場合は解雇回避努力義務を尽くしていないといえる。特に希望退職者募集をせずにいきなり指名解雇した場合は、基本的に解雇回避努力義務を尽くしていないと判断される。

3. 解雇される者の選定基準及び選定が合理的であること。

①整理解雇は、労働者の責めに帰する事由による解雇ではないので、被解雇者の選定は、客観的に合理的な選定基準を公正に適用することにより行われる必要がある。②選定基準には、勤務成績や能力等の労働力評価を基準とするもの、勤続年数等の企業貢献度を基準とするもの、労働者の再就職可能性や家計への打撃等の労働者の生活評価を基準とするもの、労働者の雇用形態を基準とするものなど各種あるが、それが合理的な基準か否かは事案の具体的事情に応じて、個別に判断することになる。

4. 解雇手続きが妥当であること。

①使用者は労働組合または労働者に対して、整理解雇の必要性とその内容(時期・規模・方法)について納得をえるために説明を行い、誠意をもって協議すべき信義則上の義務を負う。②労働協約上、整理解雇について使用者に労働組合との協議を義務づける条項がある場合は、十分な協議を行わない整理解雇は、協約違反として無効となるが、このような協約がない場合でも、信義則上の義務があり、守ることが必要です。



## 第17期沖縄県労働委員会委員の任命について

沖縄県労働委員会は、労働組合法第19条の12第2項及び労働組合法施行令第25条の2の別表第3により、公益委員(公益の代表者)、労働者委員(労働者の代表者)、使用者委員(使用者の代表者)各5人、計15人の委員で構成されています。

今回は、第16期委員の任期満了に伴い、平成21年12月14日付けで、第17期委員が任命されましたのでご紹介します。委員の任期は2年です。

### 第17期沖縄県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

区分	氏名	現職	新任・再任の別
公益委員	◎比嘉 正幸	弁護士	再任
	○大城 光代	弁護士	再任
	矢野 昌浩	琉球大学法文学部教授	再任
	宮城 和博	弁護士	再任
	宮里 節子	琉球大学法文学部准教授	再任
労働者委員	仲宗根 清和	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	再任
	大濱 直之	UIゼンセン同盟沖縄県支部長	再任
	與那覇 栄蔵	全駐労沖縄地区本部執行委員長	再任
	喜屋武 秀行	沖縄国家公務員労働組合顧問	再任
	川平 朝之	航空連合沖縄副会長	再任
使用者委員	又吉 民人	(社)沖縄県経営者協会専務理事	再任
	仲程 通次	内外運輸㈱代表取締役会長	再任
	石川 清勇	沖縄電力㈱代表取締役副社長	再任
	饒波 正博	ザ・テラスホテルズ㈱業務本部ディレクター	再任
	安田 幾夫	(株)琉球銀行常務取締役	新任

(任期：平成21年12月14日～平成23年12月13日)

### 事務局から一言☆

労使関係の安定を図るために、労働委員会は中立・公平な立場で、労働条件等に関する労使紛争の迅速かつ円満な解決をお手伝いします。あっせん等の制度の利用に関することは、お気軽にお電話ください。

**お問い合わせ先** 沖縄県労働委員会事務局 (県庁2階)  
 TEL : 098-866-2551 FAX : 098-866-2554  
 ホームページ：インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索  
 Eメール：aa160008@pref.okinawa.lg.jp

	県内労働情勢	沖縄内外情勢
4月	8 2009春季生活闘争 第三次総決起集会 24 ファミサボ開所式(北谷、嘉手納、北中城) 27 「グッジョブ運動」会議 27 「なくそう!官製ワーキングプア」街宣行動 28 第10回久米島地区メーデー 29 連合・AFL-CIO定期協議 アメリカ訪問(会長)～5/4 29 第80回メーデー宮古地区祭典	5 北朝鮮「ミサイル」発射 8 米兵、男女3人ひき逃げ/那覇市松山 16 ベスト電器元部長ら逮捕/障害者郵便悪用疑い 17 南風原町パチンコ店で600万円強盗/拳銃情報緊張走る 17 イチロー3086安打/日本人最多記録 21 林被告 死刑確定へ/毒物カレー事件 25 ジュンク堂と宮脇書店の大型店が相次いでオープン 25 新型インフルエンザ世界的流行
5月	1 第80回沖縄県メーデー中央式典 1 第80回メーデー北部地区大会 1 第80回メーデー沖縄県集会 19 労災防止指導員会議 22 協同労働法制化市民会議 27 臨時・非常勤職員学習会 27 自治体アンケート発表記者会見、最賃委員の不任命に対する不服審査請求 28 女性委員会第17回定期総会	13 ノムヒョン前大統領が自殺/不正資金疑惑 15 5.15平和行進・県民大会/基地なき未来願い 17 琉球キングス日本一/プロバスケットボール 19 漢検協会問題/前理事長親子を逮捕 21 「裁判員制度」スタート 21 中央大学教授刺殺/元教え子を逮捕 25 北朝鮮再び核実験/06年10月以来
6月	4 県知事への要請行動(雇用対策) 8 最低賃金審議会 11 全国一斉「労働・社会保険」相談ダイヤル 23 2009平和行動in沖縄 24 びーすフィールドワーク 24 「非正規等の待遇改善を求める」県議会陳情 反失業・反貧困沖縄ネット結成総会 25 沖縄電力労組定期大会 27 沖教組第45回定期大会	1 改正道路法施行/75歳以上に予備検査・酒気帯びも強化 1 米自動車最大手ゼネラル・モーターズ、破産法申請へ 4 足利事件 管家さん釈放/逮捕から17年ぶり 11 新型インフルエンザの警告水準最高「6」に/WHO緊急委が勧告 26 マイケル・ジャクソン急死
7月	7 J P労組沖縄第2回定期地方大会 8 第2回地域最賃審議会 10 就職支援センター那覇・南部開所式 10 みんなでグッジョブ運動推進大会2009 21 仕事と生活の調和推進会議 24 沖縄電力総連第28回定時大会 28 沖縄労働局への要請(最低賃金)	5 ウィグル暴走140人死亡/民族デモ発展衝突/中国 7 米軍に基地内居住義務付け/8月から家族赴任者 13 「脳死は人の死」成立/改正臓器移植法 21 衆院解散 総選挙 22 各地で皆既日食/46年ぶり 26 宮里藍、米ツアー初勝利
8月	6 核廃絶街頭行動 10 第3回 最賃目安伝達 14 県知事への政策要求と提言 20 投票に行こう!街頭宣伝行動 21 NTT労組第8回定期大会 26 第4回 最低賃金審議会(本審)	2 西原高校マーチング、世界で金賞 8 酒井法子容疑者を逮捕/自宅から覚せい剤 14 那覇で伝統空手道世界大会開幕/海外含め6200人交流 16 ボルト世界新(9秒58/陸上100M、19秒19/200M) 20 ガープ川鉄砲水 4人死亡/那覇市樋川 24 琉銀、公的資金完済へ 30 民主300超 政権交代/自民惨敗120弱
9月	9 生活相談センター那覇・南部 開所式 11 沖縄国公労第46回定期大会 14 労働委員会の委員任命を求める県への要請 18 情報労連沖縄県協第34回定期大会 25 沖縄バス労働組合第54回定期大会 26 全駐労第64会定期全国大会 26 沖縄公庫労第40回定期大会 26 県労連第20回定期大会	13 イチロー200安打/9年連続 メジャー初 16 鳩山内閣が発足/第93代首相 17 泡瀬埋め立て事業 1区中断2区中止/前原沖縄相が表明 28 ローソン沖縄来月設立/サンエーと合併契約 23 鳩山首相とオバマ大統領が初の会談/日米同盟深化で一致 29 「検定撤回」再び誓う/9、29県民集会

# 沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄県)	完全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H17=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
千人	人	千人	人	千人	%	人	人					
平成10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	103.4	103.3
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	102.3	101.7
20年10月	33,251	280,956	11,876	92,465	52	8.0	31,636	10,988	0.35	2,315	103.1	102.6
11月	33,245	280,903	11,929	95,235	51	7.7	30,195	9,740	0.32	1,617	102.3	101.7
12月	33,217	282,736	11,972	92,245	48	7.2	28,851	8,770	0.30	1,409	102.3	101.3
21年1月	33,137	283,982	11,831	90,488	51	7.6	30,519	9,958	0.33	1,637	101.9	100.7
2月	32,006	284,146	11,763	99,451	52	7.8	32,511	10,809	0.33	1,946	101.8	100.4
3月	31,608	279,780	11,952	99,197	54	8.2	34,775	11,526	0.33	2,662	101.8	100.4
4月	32,223	287,734	11,848	99,366	50	7.6	37,804	10,170	0.27	2,260	101.7	100.8
5月	32,123	284,551	11,882	102,824	58	8.6	37,379	9,315	0.25	1,956	101.4	100.6
6月	32,113	286,338	11,974	102,132	50	7.5	37,034	9,598	0.26	2,029	101.3	100.4
7月	32,047	285,943	12,087	105,466	45	6.6	36,529	9,420	0.26	1,961	101.1	100.1
8月	32,020	284,990	12,047	105,292	51	7.5	35,472	9,742	0.27	1,935	101.7	100.4
9月	31,972	283,935	12,081	104,364	51	7.7	35,101	9,682	0.28	2,028	101.9	100.4
資料 出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,938
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,938
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
20年10月	157.2	154.9	144.4	146.9	12.8	8.0	306,109	245,338	300,807	245,248	5,302	90
11月	152.0	147.0	139.5	139.3	12.5	7.7	326,431	249,869	299,510	245,924	26,921	3,945
12月	149.7	150.8	137.8	142.7	11.9	8.1	715,290	552,298	297,992	248,879	417,298	303,419
21年1月	141.2	145.8	130.7	137.7	10.5	8.1	308,230	249,004	293,636	248,387	14,594	617
2月	143.5	149.1	133.4	138.2	10.1	10.9	292,957	241,771	289,008	239,772	3,949	1,999
3月	145.3	155.8	135.0	143.9	10.3	11.9	301,623	244,334	288,010	242,302	13,613	2,032
4月	152.4	156.3	141.7	146.3	10.7	10.0	299,064	244,109	290,619	242,062	8,445	2,047
5月	140.4	147.9	130.2	137.4	10.2	10.5	296,908	250,730	285,894	237,652	11,014	13,078
6月	152.6	156.0	142.3	145.8	10.3	10.2	513,651	417,452	287,970	242,450	225,681	175,002
7月	154.7	157.2	143.9	147.2	10.8	10.0	405,749	279,839	288,002	241,144	117,747	38,695
8月	144.5	152.8	133.9	143.1	10.6	9.7	299,397	257,497	287,510	242,961	11,887	14,536
9月	147.1	147.8	136.0	138.2	11.1	9.6	293,436	243,113	287,977	239,929	5,459	3,184
資料 出所	県統計課											

注)有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値  
 注)賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上  
 注)平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂

「労働おきなわ」108号(琉球労働から通巻182号)

2009年12月28日発行

編集・発行/沖縄県観光商工部雇用労政課  
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2  
 TEL(098)866-2366  
 FAX(098)866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/new/cateview.jsp?cateid=156>

発行人/仲田龍三  
 印刷所/第一印刷株式会社  
 〒901-0202 豊見城市字嘉数502-3  
 TEL(098)850-5858  
 FAX(098)850-5829